明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（四三）　二
○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（四四）　三
○孤独・孤立対策推進法（四五）　三
○国立健康危機管理研究機構法（四六）　三
○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（四七）　三

〔政　令〕
○道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　四
○中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（二〇一）　四
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇二）　四

〔省　令〕
○道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四六）　四

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（総務二一六）　四
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同二一七）　四
○道路整備特別措置法施行令の規定による貸付金の年賦償還の方法の一部を改正する告示（国土交通五八一）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（法律第四三号）（国土交通省）

一　道路整備特別措置法の一部改正関係

1　地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができることとした。（第一一条第一項関係）

2　地方道路公社は、都市計画において定められた自動車専用道路であること等の要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとした。（第一二条第一項関係）

3　有料道路管理者は、国土交通大臣に届出をした二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、条例で定めるところにより、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができることとした。（第一九条第一項関係）

4　高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和九七年九月三〇日以前でなければならないこととした。（第二三条第三項関係）

5　高速道路料金の確実な徴収

㈠　料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収することとした。（第二四条第一項関係）

㈡　会社、地方道路公社又は有料道路管理者は、道路運送車両法に規定する検査対象軽自動車等の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、国土交通大臣等に対し、軽自動車検査ファイルに記録されている事項等のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができることとした。（第二四条第五項関係）

二　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正関係

1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限る。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限る。）に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加することとした。（第一二条第一項関係）

2　協定及び業務実施計画の記載事項の追加

㈠　協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容について、先行特定更新等工事（特定更新等工事のうち、令和四七年九月三〇日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有しているものとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。）及び後行特定更新等工事（特定更新等工事のうち、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。）を区分して定めることとした。（第一三条第一項及び第一四条第一項関係）

㈡　当該業務実施計画の認可基準として、次に掲げる基準を定めることとした。（第一四条第四項関係）

(1)　先行特定更新等工事により、令和四七年九月三〇日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであること。